【参考資料９】

新潟市障がい福祉課
平成 27 年 2 月 19 日
第 16 回条例検討会資料

意　見　書

条例検討会委員
竹田　一光

第２３条の（居住場所の確保）に「(意思表示できない場合はその保護者)」という記述があるが、障害者権利条約第１２条に違反している可能性がある。

国連障害者権利委員会は、「既存の代理・代行決定の仕組みを全廃して、意思決定支援制度への全面転換を実現しないかぎり、条約１２条に違反する」という解釈を示している。（※「【参考資料 10】成年後見のいま一歴史の転換点がくるのか？」参照）

この解釈からすると、優先順位は①本人の意思決定、②意思決定支援（※現在、日本ではこの仕組みは存在しない）を活用した本人の意思決定、③代理・代行決定という順になる。

しかし、現状の第２３条の書きぶりは、②を省略しているように見えるので、下記のように規定することを提案する。

≪提案≫

第２３条の「(意思表示できない場合はその保護者)」を削除し、本人の意思決定を優先する規定とする。

前文に「意思決定支援により障がいのある人の自己決定が尊重されることが望まれます」という文言を追加する。

本人が意思決定出来ない場合の在り方については、解釈で示すこととする。

第２３条　市は、障がいのある人~~（意思表示できない場合はその保護者）~~が選択した地域で生活を営むことができるようにするため、障がいのある人の居住する場所の確保及び居住の継続のために必要な取組みを行うものとします。